## 平成30年第3回安城市議会定例会陳情文書表

平成30年9月3日

番	7	コープ	陳情第1号	受理年月日	平成30年8月21日	
件	名	3	投票済証の廃止を求める陳情			
提	出者	山下	市川 保			
付託委員会		717	総務企画常任委員会			

## 陳情の趣旨

選挙の投票後に求めに応じて市選挙管理委員会から交付されている投票済証は、総務省でも、いつからどのような目的で始まったのかはっきりせず、公職選挙法に根拠となる規定がないばかりか、該当する県条例や市条例にも規定がなく、市の独自の判断で慣例的に交付が続けられています。また、市選挙管理委員長の公印も根拠規定のないまま印影が不適切に使用されています。

期日前投票は、平成15年12月1日から施行され、平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙では、愛知県内の小選挙区総投票数(3,334,192票)の内、期日前投票が約39.2%(1,305,911票)を占め、選挙期日前でも選挙期日と同様に選挙人が投票しやすい環境が整えられ、選挙期日に就業時間中の選挙権の行使を職場に証明しなければならない状況も解消されたということができます。

投票率向上のために行っているという意見も散見されます。また、投票済証を持参すれば 商品を値引きする「選挙セール」など、投票率アップと市域振興につなげる取り組みにも活 用され始めたところもありますが、総務省は「投票誘導につながりかねない」と交付自体に 消極的との報道もあります。

選挙の啓発活動は、投票前に行うもので、投票後に交付される投票済証が投票率向上の啓 発の役割を担うものではありませんし、そうした効果が検証された事例もありません。

そもそも投票済証を受領する目的や効果について調査検証されたことは、これまでありませんので、投票済証を交付する効果は、はっきりしないと言わざるを得ません。

こうした中、特定の団体で構成員やその家族等の投票を確認するために投票済証の回収を 組織的に行う、いわゆる駆り出し投票の手段として使われる事例もあり、本来個人の自由意 思によるべき投票の自由が奪われる要因になり得ると同時に、憲法第15条の「投票の秘密」 が侵害される恐れもあります。

このような状況などを受けて総務省は平成21年7月29日付けで各都道府県選挙管理委員 長に対し選挙部長名で「現在、市区町村において、投票者に対して投票したことを証する投 票済証、投票済証明書等の書面を交付しているところがあるが、当該書面については不適切 に利用されるおそれがあることが指摘されているところであり、その必要性について十分に 検討すべきものであること」(総行管第七八号)が伝達されています。

平成29年施行の第48回衆議院議員総選挙では、投票済証の交付は、全国の市町村で55.5%になっており、都道府県内の市町村すべてで交付されているのは愛知県など6団体のみになります。一方、投票済証の交付を全く行なっていない長崎県をはじめ、交付している市町村が20%未満の都道府県が12団体ありますが、投票済証の交付が行われていない市町村において、投票者が著しく不利益を被っているという事例はありません。

期日前投票が施行されて15年近く経過し、制度が定着した現在、公職選挙法や条例による根拠規定がなく、目的や効果が曖昧な投票済証の交付を、いつまでも継続する理由はありません。

市議会におかれては、市選挙管理委員会が速やかに投票済証の交付を取りやめていただくように本陳情を採択していただきますようお願い申し上げます。

## 陳情事項

根拠規定がなく、目的や効果が曖昧で不適切な利用のおそれがある投票済証の交付をやめて下さい。

要